長野市告示第１３６号

掲示用

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第１項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第８条の規定により公示します。

　平成29年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野市長　加　藤　久　雄

１　登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

　　建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

２　登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

　　平成29年４月１日